藤沢市から転出される方へ ①

手続きの詳細については担当課に確認してください

2023.6.1 改訂

	手続きの内容		2023,6,1 改訂 手続き場所	
項目	藤沢市では	転入先(新住所地)では	担当課	市民 センター
住民異動届(転出届)	転出届出後に、転出証明書を紛失した時や、 転出届を取り下げる時は、市民窓ロセンター にご連絡ください。	新しい住所に住みはじめてから14日 以内に新住所地で転入届出をしてくだ さい。 手続きには転出証明書(交付を受けた 方)や、届出人の本人確認書類(運転 免許証等)が必要です。	転入に関すること	
住民異動届(海外転出)	海外転出者が帰国して、転入の届出をするときは次の書類が必要です。 ①パスポート(出国・帰国の証印があるもの) ②戸籍謄(抄)本 ③戸籍の附票謄(抄)本(本籍地及び筆頭者氏名の記載があるもの) ④年金手帳(国民年金加入者) ⑤マイナンバーカード(お持ちの方) ※本籍地または戸籍異動なく転出地に再転入する場合は②・③が省略できる場合があります。		転入先自治体へ お問い合わせください <u>転出に関すること</u> 市民窓ロセンター (本庁舎1階) 0466-50-8268	0
印鑑登録	転出 (予定) 日で自動的に廃止されますので、登録証は処分してください。	転入先で、あらためて登録手続きをし てください。		
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	海外転出の場合は、カードの返納手続きが必要です。	転入先で、カードを継続利用する手続きが必要です。転入届を出す日が、異動日から14日を経過すると継続利用できません。	市民窓ロセンター (本庁舎1階) 0466-50-8269	0
①国民年金加入者 ②年金受給者	原則、住所変更の届出は不要です。 [海外転出の場合] ①資格喪失届または在外任意加入の手続きを してください。 ②藤沢年金事務所(共済年金受給者または各 共済組合)にお問い合わせください。	原則、手続き不要です。 詳しくは、転入先の市町村、年金事務 所、各共済組合にお問い合わせくださ い。	保険年金課 (本庁舎1階) 0466-50-3521	0
後期高齢者医療	被保険者証の転出手続きが必要です。 県外に転出される方には、保険年金課で負担 区分等証明書をお渡しします。 保険料の精算は保険年金課にお問い合わせく ださい。	負担区分等証明書が発行された場合 は、転入先にご提出ください。 届出人の本人確認が必要な場合があり ます。	保険年金課 (本庁舎1階) 0466-50-3575	〇 ※村岡公民館 も可
①藤沢市障がい者福祉手当 ②障がい児福祉手当 ③特別障がい者手当 ④神奈川県在宅重度障がい 者等手当 ⑤藤沢市重度心身障がい者 介護手当 ⑥障がい者手帳	身体障がい者手帳または療育手帳については、お持ちの手帳を持参のうえ転出の手続きをしてください。 また、各種手当を受給している場合は、お持ちの手帳を持参のうえ手続きをしてください。	障がい者手帳の転入手続きをしてください。自治体により手当の基準が異なる場合がありますので、詳しくは転入 先にお問い合わせください。	18歳以上 障がい者支援課 (本庁舎2階) 0466-50-3528 18歳未満 子ども家庭課 (本庁舎3階) 0466-50-3569	O ※村岡公民 館も可
障がい福祉サービス受給者 証	受給者証を持参のうえ、転出の手続きをして ください。	自治体によりサービスの基準が異なる 場合があります。 詳しくは転入先にお問い合わせくださ い。		
自立支援医療受給者証(精 神通院·更生医療)	藤沢市での手続きはありません。	転入先で転入手続きをしてください。 詳しくは転入先にお問い合わせください。		
障がい者等医療証	転出 (予定) 日で藤沢市の資格がなくなりますので、医療証はお返しください。	自治体により制度が異なります。 詳しくは転入先にお問い合わせください。	障がい者支援課 (本庁舎2階) 0466-50-3528	〇 ※村岡公民館 も可
幼児教育・保育の無償化に 係る給付認定 (教育・保育給付認定、施 設等利用給付認定)	転出日をもって藤沢市での認定が無効となりますので、認定証又は認定通知書はお返しください。 なお、幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用していた方は、転出日以前の給付申請は藤沢市へ行う必要があります。申請時期等の詳細は、市ホームページをご確認ください。	転入先で、認定手続きをしてくださ い。	保育課 (本庁舎3階) 0466-50-8226	×
認可保育施設の利用	転出をもって藤沢市民としての利用が終了となりますので、退園届を提出してください。 転出後も藤沢市の認可保育施設を継続して利用したい方はご相談ください。	藤沢市の認可保育施設を継続して利用 する方は、転入先で手続きが必要で す。	保育課 (本庁舎3階) 0466-50-3526	
小・中学生	現在の学校で在学証明書・教科用図書給与証 明書をもらってください。	転入先にお問い合わせください。	学務保健課 (本庁舎3階) 0466-50-3558	× ※各学校で手 続可 ほば桃色です

この用紙は桃色です

藤沢市から転出される方へ ②

手続きの詳細については担当課に確認してください

2023.6.1改訂

項目	手続きの内容		2023.6.1 改訂 手続き場所	
	藤沢市では	転入先(新住所地)では	担当課	市民 センター
小児医療証 ひとり親家庭等福祉医療証	転出 (予定) 日で藤沢市の資格がなくなりますので、手続きをしてください。各医療証はお返しください。	自治体により制度が異なります。 詳しくは転入先にお問い合わせください。		〇 ※村岡公民館 も可
自立支援医療受給者証(育 成医療)	受給者証を子育て給付課にお返しください。			×
未熟児養育医療券	医療券を子育て給付課にお返しください。	転入先で手続きをしてください。 詳しくは転入先にお問い合わせください。	子育て給付課 (本庁舎3階) 0466-50-3580	
児童扶養手当	手当証書(交付されている方のみ)をお持ち のうえ、転出の手続きをしてください。			
特別児童扶養手当	・県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する方は手続きしてください。 ・県内の上記3市以外へ転出する方は、手続き不要です。			※村岡公民館 も可
妊産婦健康診查費用補助券 新生児聴覚検査費用補助券	転出後、藤沢市の補助券は使用できません。	転入先にお問い合わせください。	健康づくり課 (保健所1階) 0466-50-3522	
特定医療費(指定難病) 医療受給証	県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する場合は、新住所地が確認できる物をお持ちのうえ、手続きをしてください。	・県内(横浜市、川崎市、相模原市以外)に転出する方:住所変更の届出が必要です。受給者証、新しい住所と受給者氏名が記載された公的書類(運転免許証等)を持って転入先で手続きしてください。 ・県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する方:詳しくは転入先にご確認ください。	保健予防課 (保健所4階) 0466-50-3593	×
個人市民税	1月1日時点の居住地で課税されます。年の途中で転出しても、その年度の市民税は藤沢市で課税されます。 1月2日以降、当初の納税通知書が送付される前に転出した方には、藤沢市から新しい住所に納税通知書を送付します。	翌年の1月1日の居住地で課税されます。 転入先での手続きは不要です。	市民税課 (本庁舎4階) 0466-50-3510	
市税の納付 (納期限を過ぎた未納分がある方)	市税に納期限を過ぎたものがある場合には、 転出前に必ず納税課に連絡のうえ、市税を納付した後に転出してください。 ※市税を未納のまま転出した場合、新住所地 に督促や催告のほか、調査、徴収を行います のでご注意ください。 ※国外へ転出される場合は納税管理人申告書 の届出が必要です。	転入先での手続きは不要です。	納税課 (本庁舎4階) 0466-50-3509	×

転出届出と同時に受付できるもの (場合により、担当課等へご案内することがあります。手続きの詳細については担当課に確認してください。)

(場合により、	担当課等へご案内することがありま	g。手続さの計細については担!	当課に確認してくたる	<u> 301。)</u>
項目	手続きの内容		手続き場所	
	藤沢市では	転入先(新住所地)では	担当課	市民 センター
国民健康保険	転出(予定)日で藤沢市での資格がなくなりますので、被保険者証はお返しください。 保険料の精算は保険年金課にお問い合わせく ださい。所得区分証明書、特定同一世帯所属 者証明書、旧被扶養者異動連絡票を転出証明 書と一緒にお渡しする場合があります。	所得区分証明書・特定同一世帯所属者 証明書・旧被扶養者異動連絡票が発行 された場合は、転入先にご提出くださ い。 届出人の本人確認が必要な場合があり ます。	保険年金課 (本庁舎1階) 0466-50-3574	0
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	転出(予定)日で藤沢市での資格がなくなりますので、被保険者証、負担割合証(お持ちの方のみ)、負担限度額認定証(お持ちの方のみ)はお返しください。 保険料は再計算し、納め過ぎになる場合や不足する場合には、後日通知をお送りします。	・要介護(要支援)認定を受けていた方は、転入日から14日以内に、転入先で認定引継ぎの手続きを行ってください。手続きが遅れますと保険給付が受けられません。 ・負担限度額認定証が必要な方は、転入先で新たに申請が必要です。	介護保険課 (本庁舎2階) 0466-50-8276	〇 ※村岡公民館 も可
児童手当	消滅の手続きをしてください。 藤沢市からの支給は転出予定日の属する月分 までとなります。 *ご注意ください* 遡って転出される場合は手当を返金していた だくことがあります。	転出予定日の翌日から15日以内に申請をしてください。必要書類は転入先にお問い合わせください。 *ご注意ください*申請が遅れますと、受給できない月が発生する場合があります。	子育て給付課 (本庁舎3階) 0466-50-3580	〇 ※村岡公民館 も可
125cc以下のバイクを お持ちの方	廃車手続き(ナンバープレートの返納)が必要です。ナンバープレート・標識交付証明書・本人確認書類を持って廃車手続きをしてください。	廃車申告受付書等を持って登録手続きをしてください。 ※廃車手続不要でナンバープレートを交換できる市区町村もあります。詳しくは転入先にお問い合わせください。	税制課 (本庁舎4階) 0466-50-3570	△ ※明治、湘南 大庭、長後、 遠藤市民セン ターのみ可